平成２９年（フ）第１９号
三重県鈴鹿市南堀江２丁目３番１号　ヴィラスズカ210号
債務者　石井　利憲
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９６号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目278番地３アメニティー白浜Ｂ201
債務者　山下　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２号
兵庫県姫路市山田町牧野143番地６　ベアハウス102、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目１番地　サンブリッジ201号
債務者　田井　愛香
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７３号
奈良県生駒市新旭ヶ丘16―69、住民票上の住所大阪府東大阪市瓢箪山町18番18号
債務者　川田　竜示
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９９号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地13―505
債務者　小島　真規
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７号
奈良市奈良阪町2290番地の６
債務者　阿頼耶成美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４号
奈良市法蓮町403番地の１　ジュネス新大宮307号
債務者　呑谷　　力
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２６０号
奈良県葛城市加守575番地２　アルカディアＢ棟202号
債務者　岩見　翔太
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
奈良県葛城市加守575番地２　アルカディアＢ棟202号
債務者　岩見　政代（旧姓山方）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
鳥取県鳥取市気高町新町２丁目28番地１　ハウス気和商Ａ―202号、旧住所兵庫県丹波市氷上町石生2280番地１
債務者　尾﨑　友昭
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８号
鳥取県鳥取市商栄町277番地　ベルエアＤ―202号、旧住所鳥取県鳥取市気高町新町２丁目28番地１　ハウス気和商Ａ―202号
債務者　**藤**井香奈子（旧姓尾﨑）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
鳥取県境港市芝町469番地１　ベルシェリルＢ101、前住所鳥取県境港市米川町109番地ハイドランジア２番館205
債務者　藤本　　忍
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１６３号
鳥取県米子市上福原２丁目１番64―307号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目12番３号101号
債務者　久野　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８８４号
広島市東区福田６丁目2472番地７
債務者　元澤　　希（旧姓池松）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
広島市中区上八丁堀３番28―302号
債務者　向井　敦子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
広島市安佐南区大町東２丁目13番13―302号
債務者　伊藤　貞子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部